

## 修士論文要旨

現在、日本の人口は1億2770万人で、そのうち30万1千人が視覚障害により身体障害者手帳を取得している。身体障害者程度等級と異なるが、日本眼科医会は163万7千人が視力・視野を原因とする生活の不便さを訴えているとしており、さらにその内8割は中途障害であり、人生の途中で視覚に障害を負った中途視覚障害者は生活全般に多大な困難を感じている。

生活全般に多大な困難を感じる事となる中途視覚障害者の受障初期から障害を受容し社会参加を果たすことは容易ではない。そこで、筆者の関係した視覚障害者の事例を検討し、中途視覚障害者の支援における相談援助の場面において、情緒的ニーズに配慮した援助の在り方について検討をおこなった。

第1章では、脳腫瘍の増大により、視神経が萎縮し全盲となった中途視覚障害者A氏、A氏の妻、A氏の娘へ聞き取り調査を行った。その結果として、入院中を「受障期」、退院直後から退職までを「不安定期」、就労の可能性を模索し障害者職業能力開発校に通学、卒業するまでを「安定期」、障害者卒業能力開発校を卒業し視覚障害者の就労移行支援事業所の支援員として就職してから現在に至るまでを「自立期」の4つの期間に分類した。

第2章では、A氏の支援を考えるため視覚障害に関する知見をまとめた。我が国において身体障害者福祉法に規定されている視覚障害の範囲を明らかにするとともに、その背景となった我が国の視覚障害の歴史と支援の変遷、身体障害者手帳取得に至った中途視覚障害者の原因疾患の特徴と、本論文の事例となったA氏の原因疾患である脳腫瘍について報告し、視覚障害が生活にもたらす困難についてまとめた。

第3章では、A氏の生活を支える視覚障害領域における法制度の現状と課題についてまとめた。我が国の一般的な障害への取組みとして障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために施行された障害者総合支援法の概要、A氏の日常生活を支える視覚障害に特化した制度と北九州市における福祉公的サービスについて説明をおこなうと共に、A氏が日常生活において利用しているサービスの現状と課題について検討をおこなった。

第4章では、事例分析として、第1章の聞き取り調査の結果をA氏、A氏の妻、A氏の娘が、「受障期」、「不安定期」、「安定期」、「自立期」でどのようにA氏の失明という障害を受容してきたのか、ナンシー・コーンの「ステージ理論」を基に、上田敏の「価値転換論」を念頭に置き、A氏とその家族が、中途視覚障害者としての生活をどのように受け入れ、家族との関係をどのように変化させてきたのか、その過程においてどのように価値を転換してきたのかの分析をおこなった。

第5章では、A氏の事例分析を基に、中途視覚障害者への支援において当事者の障害受容の促進のためにどのような援助が有効であるかを考察した。対人援助において一般的に用いられる手法に、当事者の強みに視点を置いて支援を行う「エンパワメントアプローチ」や、短所と思える特性を視点を変えることにより長所とする「リフレーミング」があり、情緒的ニーズへの配慮はこれらの手法と大きくことなるように感じられるが、A氏の事例分析から見えた支援の在り方では、受障直後の情緒的ニーズへ配慮した支援は、障害がもたらす生活における困難を限定的にし、生活

における困難を限定的にすることにより、障害受容の促進に繋がることがわかった。

A氏の事例を通して、失明という障害が引き起こす生活問題をどのように解決するか、解決できない場合には障害の引き起こす生活問題の範囲をいかに限定的にするかが、障害受容の促進に繋がることがわかった。

今後、事例検討を重ね中途障害者の支援において、障害受容促進のためにどのような要素が必要であったのかを分析し、中途障害者の支援における相談援助の意義と役割について更に考察を深めていきたい。